

令和7年10月6日

公 告

陸上自衛隊大久保駐屯地
大久保駐屯地業務隊長 中江 宏彰令和8年度陸上自衛隊大久保駐屯地における展示即売店の設置及び経営に
関する業者の募集について陸上自衛隊大久保駐屯地において展示即売店を設置し、経営を行う業者について次の
とおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団排除に関する「誓約書」により誓約を行うことができること。

2 設置場所等

陸上自衛隊 大久保駐屯地内の屋内又は屋外（宇治市広野町風呂垣外1番1）

※販売対象者は大久保駐屯地の隊員及び職員

※駐屯地敷地内の寮に居住する隊員及び女性も多数

※開庁日における勤務は通常 0815～1200、1300～1700 昼休み：1200～1300

3 募集業種

- (1) 物販
厚生センター1Fフロアにおける日用品・雑貨・食料品・菓子類・弁当等販売
- (2) サービス
厚生センター1Fフロア又は2F談話室における整体等（営業に係る開設届等の処
置（届け出手数料含む。）が必要な場合、応募者側で実施
- (3) キッチンカー
厚生センター付近における屋外での販売（自動車における調理販売・露店での
調理等、営業に必要な許可の取得は応募者側で実施し、許可証を後日提出）

4 営業期間

原則として、令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間内で、土日祝日及び年
末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
（1社30日基準として、競合状況により希望日数が減少する場合がある。）

5 販売時間

原則として、1000～2100までとし、それ以外は別途協議とする。

6 説明会 ※本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日 時
令和7年10月30日（木）午前10時から
- (2) 場 所
陸上自衛隊大久保駐屯地 厚生センター2階 第1ホール
- (3) 申込要領
 - ア 提出書類
業者説明会参加申込書（7項「募集要領」の別紙様式第1「参加申込書」）
 - イ 申込先
8項「連絡先」に郵送又は持参
 - ウ 期 限
令和7年10月24日（金）午後4時（必着）

7 募集要領等の配付 ※説明会参加にあたり、事前の入手が必要です。

- (1) 期 間
令和7年10月6日（月）から同年10月24日（金）
（土日祝を除く、各日午前9時から午後4時まで）
- (2) 場 所
陸上自衛隊 大久保駐屯地業務隊 厚生科厚生班事務室
（中部方面隊会計隊ホームページよりダウンロードもしくは厚生班事務所で配付）

8 連絡先（問い合わせ先）

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊 厚生科厚生班（担当 青野・新下）
〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1番1
☎0774（44）0001 内線375

令和 8 年度陸上自衛隊大久保駐屯地における
展示即売店の設置及び経営に関する仕様書

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊大久保駐屯地における展示即売店の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店設置及び経営
- 3 実施業者の決定
本業務を行うものについては、陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、設置にかかる国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令、規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
 - (1) 丙は展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
 - (2) 一平方メートル当たりの使用料は、以下のとおりとする。
 - ア 展示即売店日額
屋内：約29円/m²、屋外：約9円/m²（予定）
 - イ 国有財産使用料は、使用日数確定後乙が指定する期日までに納付すること。
 - (3) 丙の都合により年度途中で業務を解除した場合においても、国有財産使用料は、原則、年度単位として徴収する。
- 7 営業期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 8 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の禁止

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安を常に心がけ、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成十年法律第百十四号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。
- (4) 丙は、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品に変更又は追加がある場合は、担当職員の指示に従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。

- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（営業停止を含む）に従わなければならない。
- (9) 丙は、営業当日の営業準備開始を甲に通知すること。
- (10) 丙は、営業後は設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理についての責任を負うものとする。
- (11) 丙は、展示即売店業務終了時点の売上金額を、当日の営業終了後甲に提出すること。（様式：別紙による。）
- (12) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書の写し等）、その他甲等の指示する書類を甲等に提出しなければならない。
- (13) 大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (14) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意又は過失により甲、乙又は使用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部については、仕様書（その2）による。

仕様書（その2）

1 募集業種

(1) 物販

5社（基準）

厚生センター1Fフロアにおける日用品・雑貨・食料品・菓子類・弁当等販売

(2) サービス

5社（基準）

厚生センター1Fフロア又は2F談話室における整体等（営業に係る開設届等の処置（届け出手数料含む。）が必要な場合、応募者側で実施

(3) キッチンカー

5社（基準）

厚生センター付近における屋外での販売（自動車における調理販売・露店での調理等、営業に必要な許可の取得は応募者側で実施し、許可証を後日提出）

2 設置場所

以下のいずれかとする。（別紙「大久保駐屯地厚生センター平面図（屋内）」参照）

(1) 屋内：陸上自衛隊大久保駐屯地厚生センター

ア 1階 物販区画（6.8㎡）

イ 1階 サービス区画（6.3㎡）

ウ 2階 談話室区画（16.1㎡）

(2) 屋外：陸上自衛隊大久保駐屯地浴場前広場区画（25.00㎡）

3 国有財産使用料

屋内：約29円/㎡、屋外：約9円/㎡（予定）

4 展示即売店設置日

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定した日を予定日とし、合計日数は原則として30日を超えないものとする。

(2) 設置する月の前月末までに、甲から丙に対し設置日の変更について協議を図る場合がある。この際、丙は可能な範囲において誠実に対応するものとする。

5 営業時間

原則として、1000～2100までとし、それ以外は別途協議とする。（入門から退門までを含む。）

6 安全管理・衛生管理等

(1) 食中毒、火災、盗難等の予防及び保安について常に心掛けるものとする。

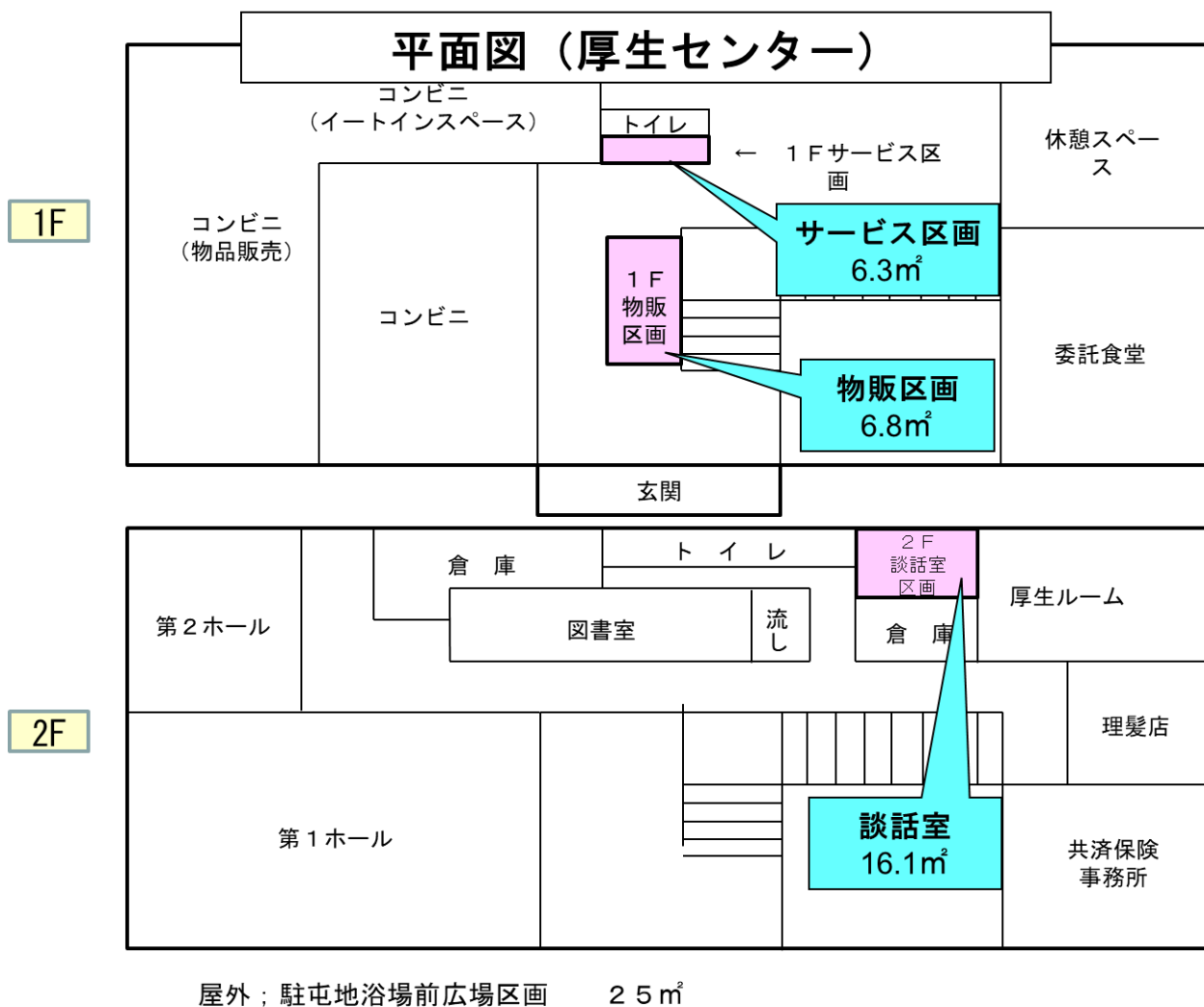
(2) 特に食料品を扱う場合、常に新鮮な食材・商品を補充するとともに清潔な器具を使用し、設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

- (3) 丙は、甲による食品監視指導※及び菌検索結果の提出に応ずるものとする。
※ 食品等の処理・保管・調理等に係る指導及び食品検査を指し、特に移動販売車（キッチンカー）による調理を行う業者は、営業の都度、営業開始前に駐屯地医務室に食品サンプルを持参し提出すること。

7 その他の営業条件

- (1) 国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
- (2) 記載のない事項については、その都度甲と丙が協議するものとする。
- (3) 記念行事、夏祭り等駐屯地行事の参加は、原則本公募の対象外とする。

大久保駐屯地厚生センター平面図（屋内）



令和8年度陸上自衛隊大久保駐屯地における
展示即売店の設置及び経営についての募集要領

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

京都府宇治市広野町風呂垣外1番1に所在する陸上自衛隊大久保駐屯地において、隊員の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営を行う業者を以下に掲げる要件により募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること
- (3) 暴力団排除に関する「誓約書」により誓約を行うことができるもの。

3 設置施設の所在地及び名称

京都府宇治市広野町風呂垣外1番1 陸上自衛隊大久保駐屯地

4 業者説明会

- (1) 日 時 令和7年10月30日（木）午前10時から
- (2) 場 所 陸上自衛隊大久保駐屯地 厚生センター2階 第1ホール
- (3) 携 行 品 募集要領、仕様書を一読の上持参されたい。
- (4) 参加人数 各社2名以内
- (5) 参加手続 令和7年10月24日（金）午後4時（必着）に、陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊厚生科担当者に別紙第1により通知（土日を除く各日午前9時～午後4時）すること。
- (6) 注意事項
ア この説明会に参加されない業者は、公募に参加できない。
イ 他の業者への委任による参加は認めない。

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- (2) 設置場所
以下のいずれかとする。（細部は仕様書による。）
ア 屋内
陸上自衛隊大久保駐屯地
厚生センター1階物販区画・サービス区画及び2階談話室区画
イ 屋外
陸上自衛隊大久保駐屯地 第4浴場前広場
- (3) その他
仕様書のとおり。

6 応募手続

(1) 申請書類の提出

設置希望者は、以下のとおり提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 令和8年度展示即売店設置・経営申請書（別紙第2） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第3） 10部

企画提案書記載必須事項

- a 主な販売予定品目及び販売価格表（付紙）
 - b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - c 省エネルギー・環境対策、ごみ・廃棄物の処分方法
 - d 衛生管理方法
 - e 精算方法及び種類
 - f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - g 大久保駐屯地における営業方針
 - h 会社概要
 - i その他アピールポイント
- なお、様式は別紙第3のとおり。

(ウ) 令和8年度展示即売会出店計画書（別紙第4） 1部

(エ) 企画提案書附属書類 10部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等

(オ) その他関係書類 各1部

公募参加者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。）

- a 業務確約書（別紙第5）
 - b 戸籍謄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（その3）
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明
 - g 都道府県知事等が発行した営業許可証の写し（定められている業種のみ。）
 - h 誓約書（別紙第6）
- 本社（店）所在地、商号又は名称及び代表者氏名を確実に記入すること。

i 役員名簿（別紙第7）

なお、防衛省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に変えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊 大久保駐屯地業務隊厚生科

電話：0774-44-0001 担当：青野・新下（内線375）

ウ 提出期間

令和7年10月30日（木）～令和7年11月21日（金）

各日午前9時～午後4時（土日を除く。）

エ 提出方法

陸上自衛隊 大久保駐屯地業務隊厚生科まで、持参又は郵送（11月21日（金）午後4時必着）

(2) 応募者の失格事由

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 従前の営業において問題があった場合

カ 「誓約書」の内容に虚偽があった場合、又は誓約に違反する事態が生じた場合

キ その他、違反と認められる場合

7 選考方法

当駐屯地の「業者選考委員会」等により、各業者から提出された書類等を厳正に審査し、選考する。

この際、各業者の「令和8年度展示即売会出店計画書（別紙第4）」について当駐屯地が比較・検討し、必要に応じ該当する業者に対し出店日時・時間帯・回数等について調整を図り、結果を選考の一助とする場合がある。

8 実施業者決定日等

(1) 決定日（予定）

令和8年1月下旬

(2) 通知要領

電話または書面による。

9 問い合わせ先

陸上自衛隊 大久保駐屯地業務隊厚生科

担当：青野（あおの）・新下（あらした）

電話：0774-44-0001（内線375）

業者説明会参加申込書

令和7年 月 日

1 商号又は名称

2 参加者（2名まで）

氏名（フリガナ）	連絡先（携帯電話番号等）	年齢

※ 立ち入り申請処置のため、参加者分の運転免許証のコピーを持参（目的外には使用せず、当方で裁断処置します。）

3 駐屯地への来隊手段（車両の場合は1台まで）

手 段	車両の場合	
	車 種	車両番号（ナンバー）

令和 年 月 日

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊長 殿

令和8年度展示即売店設置・経営申請書

本社（店）所在地

（フリガナ）
商号又は名称

（フリガナ）
代表者氏名 印

法人・個人の別 法人 個人

（フリガナ）
担当者氏名

電 話
F A X

令和8年度、京都府宇治市広野町風呂垣外1番1に所在する陸上自衛隊大久保駐屯地において展示即売店を設置し、経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者氏名、担当者氏名にはフリガナを記載して下さい。

※申請印は登録印をご使用下さい。

企 画 提 案 書

業者名

1	主な販売予定品目及び販売価格（付紙）
2	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字程度）
3	省エネルギー・環境対策、ごみ・廃棄物の処分方法（200字程度）
4	衛生管理方法（200字程度）
5	精算方法及び種類 （現金、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）

6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字程度)

7 大久保駐屯地における営業方針 (200字程度)

8 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

9 その他アピールポイント (200字程度)

令和 年 月 日

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊長 殿

業 務 確 約 書

陸上自衛隊大久保駐屯地における展示即売店の設置及び経営の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

（フリガナ）
商号又は名称

（フリガナ）
代 表 者 氏 名 印

法人・個人の別 法 人 個 人

（フリガナ）
担 当 者 氏 名

電 話
F A X

※商号、代表者氏名、担当者氏名にはフリガナを記載して下さい。

※申請印は登録印をご使用ください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 6 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

